

高松市立国分寺南部小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。【「いじめ防止対策推進法」（第2条）より】

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは決して許されない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめ早期解決のために、様々な手段を講じる。
- いじめ早期発見のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめを未然に防止するための取組

いじめを未然に防止するためには、さまざまな活動を通して、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやれる関係づくりに学校全体で取り組む。また、一人一人が意欲的に学べる授業を展開し、確かな学力の定着を図っていく中で、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高める授業を実践し、自尊感情を育むことができるように努める。

保護者・地域に対しては、いじめに関する情報の共有と発見・解消に向けての連携に努めていく。

(1) 学級経営におけるなかまづくり

①「ハートさん」の記録

なかまづくりの核となる児童「ハートさん」の記録を取り、支援や指導にいかす。

②徳の日（道徳教育の推進）

毎月1回「徳の日」と位置づけ、児童が道徳的な価値を考えたり、保護者や地域の人と連携して、道徳的な価値について話し合ったり、考えたり、行動したりする。

③いじめゼロ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

④みなみの日の設定

毎月3日を「みなみの日」と位置づけ、地域一体となって「あいさつ運動」を実施する。また、昼休みを拡大し、学級で遊びや奉仕活動に取り組むことで、温かみのある人間関係を育む。

(2) 自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動

①ゆめピカ7

異年齢の縦割り活動や兄弟学年の合同活動を行い、お互いを尊重し助け合う態度を育む。また、活動を通して自己有用感を育てる。

②確かな学力の育成・学習規律の定着

- ・ 家庭学習推進週間を毎月第3週に設定し、児童の学習に対する達成感を味わわせる。
- ・ マイ・スタディを実施し、児童の学習定着を図る。
- ・ 「さぬきっ子まなびの三訓」を推進し、学習規律の高揚に努める。

③なかまづくり月間

- ・ 人権・同和教育の視点に立った授業参観（保護者参観）の実施。
- ・ 国南スマイル集会（人権集会）を開催。
- ・ いじめ0宣言を通して、いじめを許さない風土をつくる。（児童会）

(3) 情報モラル教育

4年生以上の児童を対象に、年間1回以上情報モラル教育を行い、インターネットを通じたいじめに対応できる児童を育てる。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」「いじめは決して許されない。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくとともに、積極的にいじめを認知するよう努める。
- おかしいと感じた児童がいる場合には、学年団や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「相談箱」や「ふれあい面談」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ハートアドバイザーを利用して、教育相談を行うことで、いじめの早期発見・早期解決を図る。
- 「なかよしアンケート（毎月）」「ハートトゥハートアンケート（每学期）」を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校を目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であるということを指導する。
- 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。
- いじめが解消されたと判断できる3か月は見守り、声掛けを行っていく。
- いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組、周知

- いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

- 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、SC 等と連携しいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 情報交換会 学期に1回程度、気がかりな児童についての情報交換を行う。

② 「生徒指導委員会」

月1回実施し、問題傾向を有する児童について、現状や指導について情報交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

③ 「いじめ対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務、学級担任、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、(児童相談所など関係機関)、SSW、SCによるいじめ対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。(ケースによっては、学校評議委員代表、ハートアドバイザー、特別支援コーディネーターも同伴する)

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA 会長、少年育成委員連絡協議会代表、国分寺南駐在所員、青少年健全育成連絡協議会会長、保護司会代表、学校運営協議会委員代表

5 補則

この方針は、平成25年4月1日より実施する。

平成27年4月1日 方針一部改正

平成30年1月30日 方針一部改正

令和2年4月1日 方針一部改正